

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社に雇用され、入出荷業務に従事していた。
- 請求人は、平成〇年〇月〇日、自宅で倒れ、C病院に搬送され、「脳梗塞」と診断され、入院加療し、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに転医し、「脳梗塞、高次脳機能障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 請求人は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間についての休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病を業務上の事由によるものと認めた上で、上記の請求期間のうち平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間については労災保険法第42条により休業補償給付を受ける権利は時効により消滅しているとして、当該期間分を除いて支給する旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。
- 本件は、その後、請求人が、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間（以下「本件請求期間」という。）についての休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を

したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の休業補償給付を受ける権利が時効によって消滅していると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 休業補償給付を受ける権利は、2年を経過したとき、時効によって消滅するとしてされているところ（労災保険法第42条）、休業補償給付の受給権は、業務上の傷病により療養のため労働することができないために賃金を受けない日ごとに発生し、それぞれ、その翌日から時効が進行するものと解される。

(2) 請求人は、休業補償給付の時効期間が経過しても支給決定されるべき旨主張し、その根拠として、請求人は本件疾病により労災請求に必要な事理弁識能力を喪失したこと、E家庭裁判所が平成〇年〇月〇日付けで請求人につき後見開始の審判をしたことを指摘する。

しかしながら、本件請求期間（前回処分と重複し、適法に請求することのできない平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間を除く。）の休業補償給付請求権の消滅時効が完成したのは平成〇年〇月〇日の経過をもってであるところ、請求人についての後見開始の審判の申立てはその後の平成〇年に至ってされたものであること、後見開始の審判が開始されたのは、同請求権が消滅した日から9か月16日後の平成〇年〇月〇日であること等に照らせば、同請求権につき消滅時効が完成していないとするることはできない（最高裁平成26年3月14日第二小法廷判決・民集第68巻3号229頁参照）。

このほか、改めて一件記録を精査しても、時効の中断又は停止その他時効の

完成を妨げる事由は認められない。

したがって、本件請求期間についての休業補償給付を受ける権利は時効によ
つて消滅している。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、
請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。